

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について（ご案内）

木材加工用機械作業主任者：青森労働局長登録番号第10号

登録有効期間：令和6年3月30日

木材加工用機械（製材、木工等）を一定台数所有して加工業務を行う場合には、労働安全衛生法第14条の定めにより技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、労働災害防止に努めることが義務づけられています。

この作業主任者の資格取得のための技能講習を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

- (1) 木材加工用機械作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) その他厚生労働大臣が定める者

2. 開催日時及び会場

- (1) 日 時 令和3年11月8日(月)～9日(火) 両日とも8:15～17:30
- (2) 会 場 青森市大字高田字川瀬104-1
青森県木材協同組合内 「木魂館」 TEL 017-739-8761

3. 講習科目及び時間

日 程	講 習 科 目	講習時間
第1日	関係法令	2時間
	木材加工用機械、その他安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	6時間
第2日	木材加工用機械、その他安全装置の保守点検に関する知識	2時間
	木材加工用機械作業方法に関する知識	5時間
	修了試験	1時間

4. 受講料及び振込先

18,400円（テキスト代2,200円、消費税含む）振込先は後日お知らせします。

5. 申込方法及び申込先

(1) 申込方法

別紙申込書に必要事項を記載し、講習実施日の10日前までに当支部へ郵送により申し込んで下さい。

(2) 申込先

〒030-0151

青森市大字高田字川瀬 104-1

林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部 TEL 017-739-8761

6. 携行品等

(1) 筆記用具、ノート及び証明写真1枚(横2.0cm×縦2.5cm)

(2) 所定の技能講習を終了し、修了試験の合格者に修了証を交付します。